

学校法人梅村学園と株式会社クラダシとの連携・協力に関する協定書

学校法人梅村学園（以下「甲」という。）と株式会社クラダシ（以下「乙」という。）は、多様な分野において連携し、地域社会の発展と活性化に寄与するために、次のとおり連携・協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が教育、研究をはじめとする多様な分野で相互に連携・協力し、相互の人的・知的資源の交流を図り、地域社会の一層の発展と活性化に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 本協定による主な連携・協力事項は、次のとおりとする。

- (1) 教育・研究に関すること
- (2) 社会貢献に関すること
- (3) 広報活動に関すること
- (4) 学生・生徒支援に関すること
- (5) その他、前条の目的を達成するために必要な事項

（守秘義務）

第3条 本協定に基づく活動において、相手方より知りえた秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に対し開示若しくは漏洩し、又は目的以外に使用してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、このかぎりではない。

（個人情報保護）

第4条 双方は、個人情報の保護に関する法令を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を取り扱わなければならない。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の3か月前までに、双方のいずれかから改廃の申し入れがない場合には、本協定と同一条件でさらに1年間継続し、以後同様とする。

（反社会的勢力の排除及び表明保証）

第6条 甲及び乙は、相手方に対し、次の各号のいずれにも該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証する。

- (1) 自ら又は自らの役員若しくは自らの経営に実質的に関与している者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他反社会的勢力（以下総称して「反社会的勢力」という。）であること。
- (2) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- (3) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
- (5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- (6) 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2 甲及び乙は、相手方に対し、自ら次の各号のいずれかに該当する行為を行わず、又は第三者を利用してかかる行為を行わせないことを表明し、保証する。

- (1) 暴力的又は脅迫的な言動を用いる不当な要求行為
- (2) 相手方の名誉や信用等を毀損する行為
- (3) 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害する行為
- (4) その他これらに準ずる行為

3 甲又は乙が前2項に違反した場合、相手方は何らの催告を要せず直ちに本契約を解除することができるほか、これにより被った損害の賠償を請求することができる。なお、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対しその賠償を求めることはできないものとする。

（その他）

第7条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、別途協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、署名の上、それぞれ1通を保有する。

令和4年9月21日

学校法人梅村学園 理事長

株式会社クラダシ 代表取締役社長

梅村 琢英

関藤 亮也